

2016年12月14日

所沢キャンパス学生各位

所沢総合事務センター

## 学校において予防すべき感染症罹患時の取り扱いについて

学校において予防すべき感染症（別紙参照）に罹患し、医師より「診断書」または「治癒証明書」（診断書より安価）を発行された場合、他者への感染防止のため、学校保健安全法により出席を停止します。出席停止期間は、所定の手続きを行うことで、特別に配慮いたします。

手続対象：

人間科学部・スポーツ科学部・人間科学研究科・スポーツ科学研究科

取り扱い：

学校において予防すべき感染症の罹患による、「授業欠席（オンデマンド授業における受講を含む）」、「レポート未提出」、「試験未受験」について、成績評価において不利にならないように「学校における感染症に関わる欠席届」を所沢総合事務センターにて発行し、科目担当の先生にお渡しできます。

**ただし、欠席の取り扱いの最終的な判断は、科目担当の先生にお任せします。**

### 【手続方法】

- ①診断を受けた医師に「診断書」の発行を依頼する。もしくは治癒後に、診断を受けた医師に「学校における感染症治癒証明書」（所沢総合事務センター連絡Webページよりダウンロード可能）の記入を依頼する。
- ②治癒後に、「診断書」もしくは記入済みの「学校における感染症治癒証明書」、および「学校における感染症に関わる欠席届」（所沢総合事務センター連絡Webページよりダウンロード可能）を所沢総合事務センターに提出する。
- ③受付印の押された「学校における感染症に関わる欠席届」を受け取る。
- ④「学校における感染症に関わる欠席届」を持参し、科目担当の先生に欠席等に関する取扱いを申し出る。なお、オンデマンド授業の場合は、科目設置箇所申し出ること。また、Tutorial Englishを履修している者は「早稲田大学アカデミックソリューション」にも連絡すること。(03-5286-8030)

以上